



～箱根のことをもっと知ろう！～

令和 6 年度「*HAKONE* 大学」を開講します！ テーマは【箱根の近代化と向き合う地域の人々】

箱根の豊かな自然、古い歴史の中で培われた文化や遺産、温泉をはじめとする様々な観光産業など、特色ある箱根のそれぞれの分野を“学習の場”とし、地域の方々をはじめ、箱根に関心を抱く多くの方々に“より広く”“より深く”学んでいただく機会として、「*HAKONE*大学」を開講します。

本年度は、「箱根の近代化と向き合う地域の人々」をテーマとして、明治時代以降、新たな時代と向き合い、様々な分野で近代化に取り組んだ箱根の人々が、やがて町村の枠を超えて「ALL 箱根」へと結集し、日本を代表する観光地へと発展させる原動力となるまでの動きをたどり、箱根のまちづくりに尽力した先人達の志を学びます。

「箱根のことをもっと知ろう！」を合言葉に、この大学を受講してみませんか？

【開講日程・講義内容】

右記の「開講日程（全6回）」をご確認ください。

なお、時間はいずれも14時～16時です。

【場所】 社会教育センター

【講師】 生涯学習課 郷土資料館 鈴木康弘館長

【受講資格】

町内在住・在勤、もしくは箱根に興味・関心のある方で、原則全6回の講義を全て受講できる方。また、第1回目の講義開始前に「開講式」、第6回目（最終回）の講義終了後に「閉講式」をそれぞれ開催します。（4回以上出席の方に「修了証」を授与します）

【受講料】

無料。ただし、テキスト代などがかかる場合があります。

【定員】

25人（申込順）※11/20（水）受付開始

【申込方法】

電話にて「社会教育センター」へ申し込んでください。

【その他】

- ・会場へは、原則として公共交通機関を利用してください。
- ・受講に際しては、基本的な新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、発熱などで体調が悪い場合は欠席してください。

申込・照会先：社会教育センター 電話(82)2694

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



令和 6 年度「HAKONE大学」 開講日程表

～「近代箱根の発展と実業家」について学ぶ～

No	開講日	講義名	内容
1	12/10 (火)	「道路開発をめぐる町村の動きと人々—箱根山の大動脈開鑿と近代化」	現在の箱根の大動脈である国道 1 号と 138 号の開鑿は、当時の町村の連携による近代化に向けた第一歩となる事業であった。この一連の動きを通して地域の人々の近代化へのまなざしを学びます。
2	12/17 (火)	「旅館組合の結成と温泉観光地の発展」	明治 29 年の箱根温泉宿組合結成までの経緯と組合の動きを通して、発展しつつあった旅館業界が地域的な連携に向けて結集し、営業の秩序を保ちながら新しい時代に対応していく取り組みを学びます。
3	1/15 (水)	「国際観光地箱根をめぐる外客誘致の動き」	箱根は幕末の開国以来早くから避暑保養地として人気を博し、今日の国際観光地の出発点となりました。その歴史について、まさに原動力ともいえる箱根の外国人観光客への「おもてなし」と、民間実業家らの外客誘致の動きの両面から学びます。
4	1/28 (火)	「箱根物産業界の近代—内国博覧会と箱根の職人」	江戸時代に街道土産、湯治土産として人気を博した箱根物産が、明治以降に技術革新や輸出をにらんだ工芸品志向など、近代化の中で新たな動きをみせ、日本を代表する伝統的工芸品へと発展していく歴史について学びます。
5	2/13 (木)	「関東大震災と箱根復興会」	関東大震災は、観光地としての発展を遂げつつあった箱根に大きな被害を与えました。その状況と復興に向けた動きの中で全山的な組織として誕生した箱根復興会の事業について学びます。
6	2/27 (木)	「箱根振興会の結成と国立公園箱根の誕生」	全山的な組織として箱根復興会を引き継いだ箱根振興会は、観光地箱根の発展のための諸事業を展開するとともに、箱根の国立公園指定を目指して尽力する。当時の観光事情と合わせ、箱根の人々の観光地発展に向けた取り組みを学びます。

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 6 年 11 月 11 日発行】

箱根町国民健康保険・神奈川県後期高齢者医療制度に加入中の方へ
～健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴うご案内～

従来の健康保険証（紙の保険証）の新規発行は、令和6年12月1日に終了となり、マイナンバーカードでの医療機関への受診が基本となります。紛失・破損などの再発行を含む従来の健康保険証の発行は、**令和6年11月29日（金）**までとなりますので、ご注意ください。

① 従来の健康保険証の新規発行終了後（令和6年12月2日以降）について

令和6年12月2日時点で発行済みの健康保険証は、今までどおり有効期限まで使用することができます。有効期限が到来するまでは廃棄せずにお持ちください。

【マイナ保険証をお持ちでない場合】

有効期限が到来する前に申請によらず、「資格確認書」を送付します。資格確認書を医療機関・薬局窓口で提示することで、今までどおり受診できます。

【マイナ保険証をお持ちの場合】

ご自身の被保険者情報（被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等）を把握することができる「資格情報のお知らせ」を送付します。なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関などを受診することはできません。

ご自身の今後の流れは、右ページの「フローチャート」にてご確認ください。

② 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取り扱いについて
(令和6年12月2日以降)

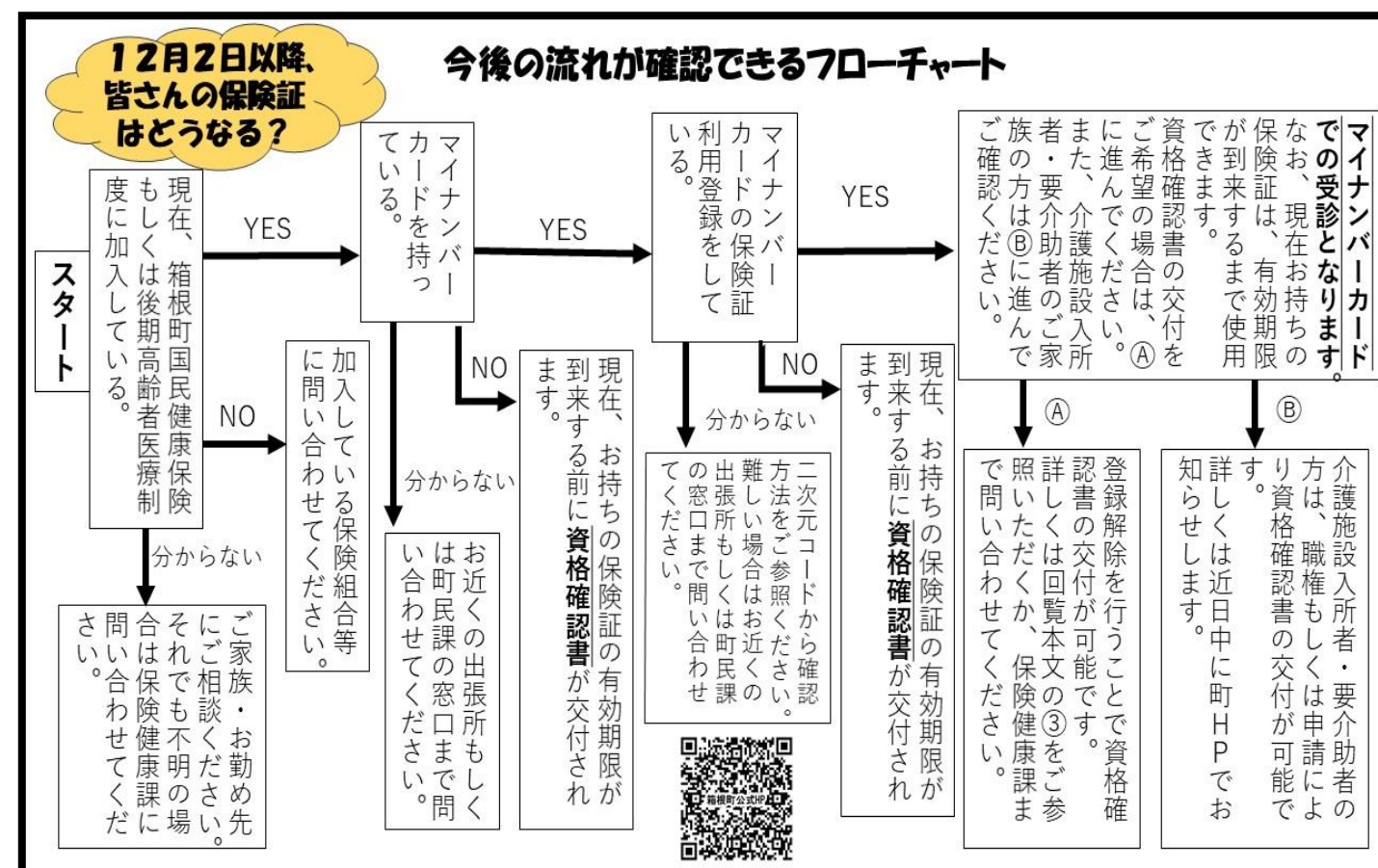
【町国民健康保険加入中の方】

これまでどおり、ご本人様の申請に基づき発行します。必要な方は、町へ申請してください。

マイナンバーカードで受診する方は、各認定証の申請は不要です。

【神奈川県後期高齢者医療制度に加入中の方】

令和6年12月2日以降、各認定証の新規発行は終了します。令和6年12月2日時点で発行済みの各認定証は、住所や負担区分に変更がない限り、有効期限まで使用できます。再発行を含む各認定証の発行申請の受付は、令和6年11月29日（金）までとなりますので、ご注意ください。



③ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は解除することができます。

利用登録の解除をご希望の方は本庁舎保険健康課窓口にて申請が必要です。なお、利用登録の解除申請後は、お持ちの健康保険証をご利用ください。有効期限が到来するまでに資格確認書が交付されます。

▽登録解除申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード

▽ご本人様以外が登録解除申請する場合に必要なもの

- ・登録解除をする方のマイナンバーカードの写し（原本をお持ちいただいても構いません。）
- ・手続きをする方（代理の方）の顔写真付きの身分証明証（マイナンバーカード等）

※なお、代理人は同一世帯の方に限らせていただきます。同一世帯以外の方が代理で手続きしたい場合は、保険健康課までご相談ください。

照会先 健康保険証に関する問い合わせ 保険健康課保険年金係 電話 (85) 9564
マイナンバーカードに関する問い合わせ 町民課窓口係 電話 (85) 7160

マイナンバーカード等の 手続きができません！

システムメンテナンスのため、本庁舎、各出張所で次のとおり手続きができません。
ご不便をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【対象の日時・場所】

12 月	4 日（水）	本庁舎・各出張所	8：30～17：15
	5 日（木）	本庁舎・各出張所	8：30～17：15

【利用できない手続き】

- ・マイナンバーカードによる転入、転出
- ・マイナンバーカードの受け取り
- ・マイナンバーカードの申請
- ・マイナンバーカード申請書の発行
- ・電子証明書の更新、発行
- ・暗証番号の変更、初期化
- ・住所、氏名などの変更
- ・住民基本台帳ネットワークによる住民票（町外の住民票）の広域交付
- ・住民基本台帳ネットワークを利用した国外転入

※【利用できない手続き】以外は、通常どおり利用可能です。

ご不明な点等につきましては、町民課窓口係まで問い合わせてください。
照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

※試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

11月20日（水）11時

【内容】

防災行政無線、ホームページ、メールマガジン、
tvkデータ放送、公式LINEを用いた情報伝達試験

【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。
Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

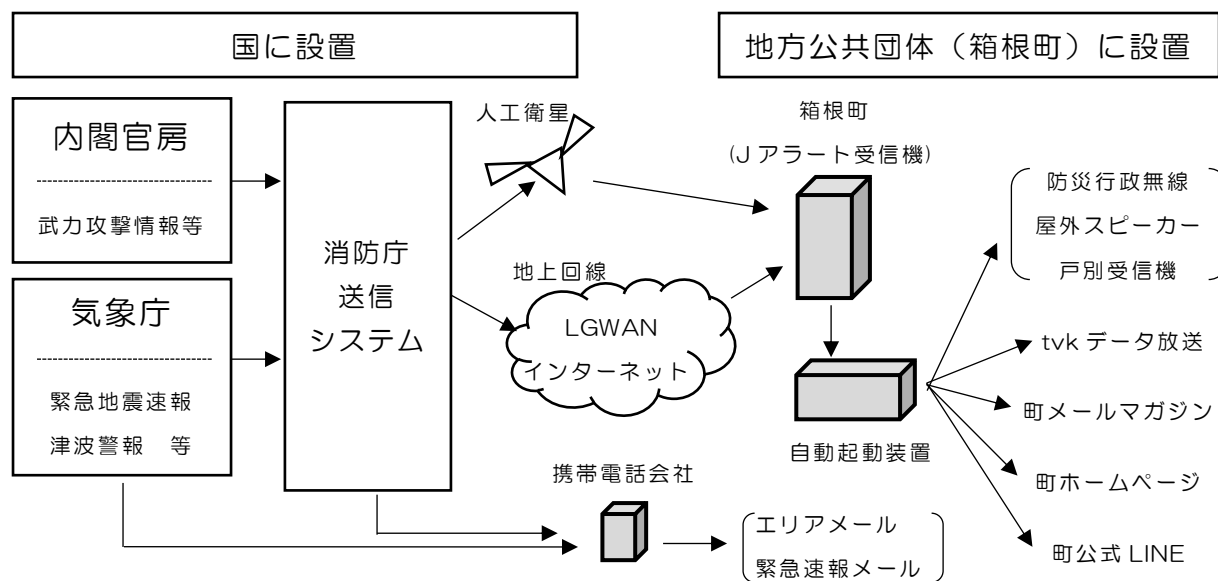
各種登録はこちらから



公式LINE



メールマガジン



※試験では緊急速報メールの配信はありません。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

工事に伴う交通規制(湯本地内)

湯本地内の崩れた石積みを復旧する工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

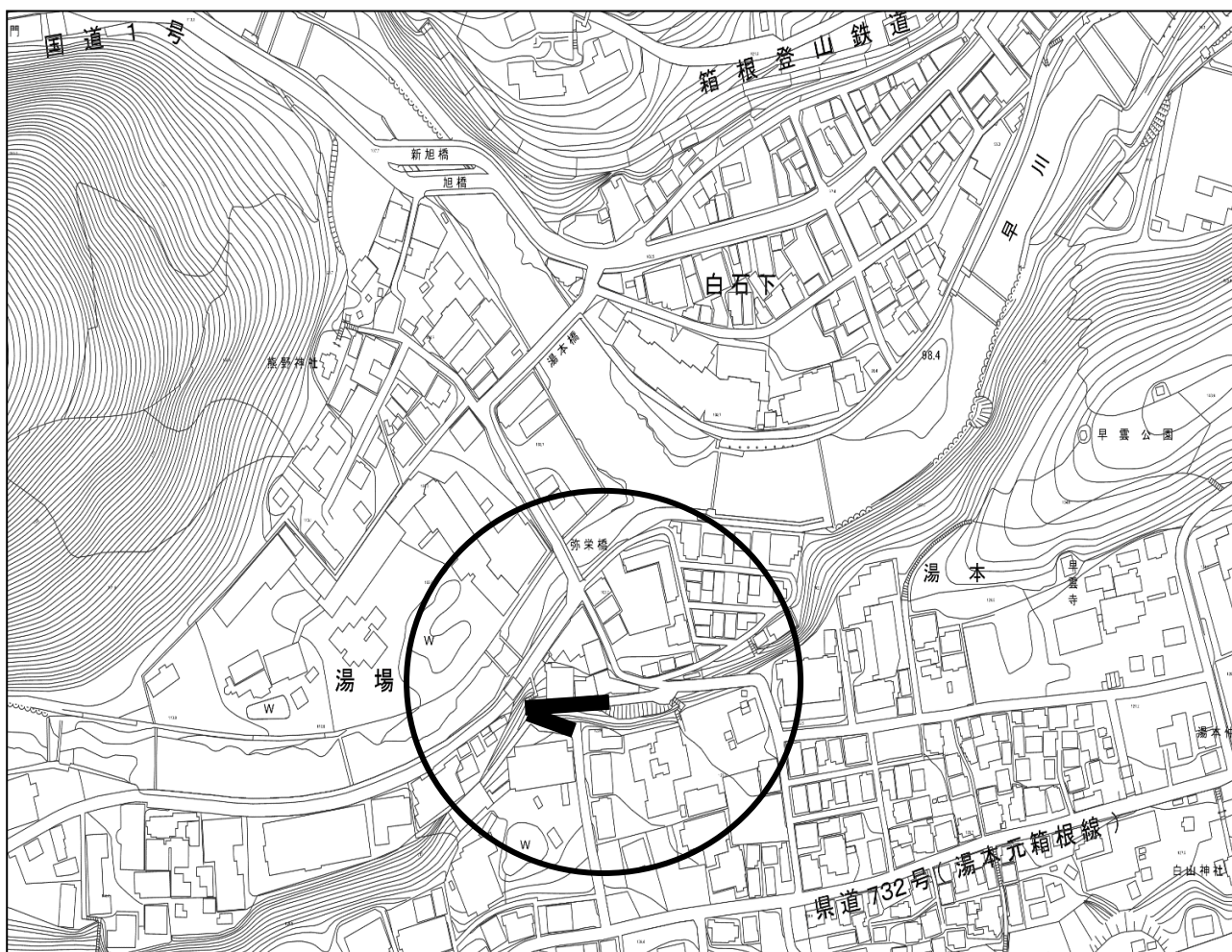
【場 所】 湯本地内(町道湯 119 号線)

【期 間】 11 月中旬 ～ 2 月下旬(8 時～17 時)

【交通規制】 昼夜車両全面通行止め

※ 交通誘導員の指示にご協力ください。

【案 内 図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 都市整備課道路工務係 電話(85) 8600

回覧「まちだより」【令和 6 年 11 月 11 日発行】

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ってください

(10月24日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2146	麻雀牌 こたつ(麻雀用天板)	指定なし	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

